証明書2

|  |
| --- |
| （2）原料供給証明書・第一類の使用原料が肉（食料）の副産物であることを証明すること。輸入業者、原皮業者、製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。・第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革（床革）であることを証明すること。製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。・第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。 |